

・請負工事成績評定要領
【土木工事等・機械工事・電気工事】

(H26.1.1 以降)

請負工事成績評定要領

〔平成13年12月28日〕
水公達平成13年第28号

〔沿革〕 平成15年10月1日水機達平成15年度第47号改正
平成16年8月23日水機達平成16年度第7号改正
平成17年4月1日水機達平成17年度第1号改正
平成21年3月30日水機達平成20年度第16号改正

（目的）

第1条 この要領は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ確かな評定の実施を図り、もって工事請負者の適正な選定に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事及び当該工事の入札時又は契約締結後に受け付けた技術提案（以下「VE提案等」という。）について行うものとする。ただし、次条第2号に規定する工事の技術的難易度の評定の対象については、別に定めるものとする。

（評定の内容）

第3条 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況及び目的物の品質等
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件及び技術特性等工事内容の難しさ
- 三 VE提案等：企業からのVE提案等及び同提案等に基づく工事施工状況、目的物の品質等

（評定者）

第4条 前条各号の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績 工事の請負契約についての検査を行う者（以下「検査員」という。）及び監督を行う者（以下「統括監督職員及び主任監督職員」という。）
- 二 工事の技術的難易度 統括監督職員
- 三 VE提案等 VE提案審査会

2 前項各号に掲げる評定者については、別に定めるものとする。

（評定の方法）

第5条 評定は、監督、検査、VE提案等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表、工事技術的難易度評価表及びVE提案等評定表（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

3 工事成績評定表の作成は、当該工事について作成されたすべての別に定める工事成績採点表に基づき当該工事を所掌する本社の部室長、総合技術センター所長、支

社の部長、局長、総合事業部長、総合事業所長、建設所長、総合管理所長又は管理所長（以下「所長等」という。）が行うものとする。

4 工事技術的難易度評価表及びV E 提案等評定表の作成は、それぞれの評定者が行うものとする。

（評定の時期）

第6条 工事成績の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一 検査員にあつては、完成検査若しくは指定部分完了検査に合格したとき及び工事の既済部分について既済部分検査若しくは中間検査で確認したとき。

二 統括監督職員及び主任監督職員にあつては、工事が完成したとき及び指定部分工事が完了したとき。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

3 V E 提案等の評定は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。

一 当該提案を受けたとき。

二 当該提案に基づき工事を行ったものにあつては、工事が完成したとき。

三 供用後の性能等が当該提案に規定された工事にあつては、当該工事が完成した後、当該性能の測定を行ったとき。

（評定表等の提出）

第7条 評定者及び所長等は、評定表等を作成したときは、遅滞なく、これを契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）に提出するものとする。

（評定の結果の通知）

第8条 契約職は、評定者及び所長等から評定表等の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の請負者及び技術提案を行った者に対して、評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

（評定の修正）

第9条 契約職は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約職は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

（説明請求等）

第10条 前2条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、契約職に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約職は、前項による説明を求められたときは、別に定めるところにより速やかに回答するものとする。

3 契約職は、説明の請求者に回答を行ったときは、請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求等）

第11条 前条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により、契約職を経由して理事長に対して再説明を求めることができる。

2 理事長は、前項による再説明を求められたときは、機構に設けられた工事等成績

評定審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

- 3 理事長は、再説明の請求者に回答を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成 14 年 1 月 1 日以降の新規発注工事について適用する。
- 2 平成 13 年 12 月 31 日以前に発注した工事については、従前の例による。
- 3 請負工事成績評定要領（水公達昭和 58 年第 8 号）は、廃止する。

附 則

この達は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この達は、平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

・請負工事成績評定要領の運用
【土木工事等・機械工事・電気工事】

(H26.1.1 以降)

1 . 請負工事成績評定要領の運用について

1) 評定の対象 (第 2 条関係)

請負工事成績評定要領 (水公達平成 13 年第 28 号。以下「要領」という。) 第 2 条の別に定める工事の技術的難易度の評定の対象は、建設工事有資格者認定要領 (水公達平成 9 年第 5 号) 第 3 条に規定する工事種類のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、機械設備工事、橋梁上部工事、舗装工事、法面処理、その他これに類する工事とする。

2) 評定者 (第 4 条関係)

- (1) 要領第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる評定者について、統括監督職員を置かない工事にあつては、主任監督職員が統括監督職員の行う評定を行うこととする。
- (2) 要領第 4 条第 2 項の別に定める評定者 (以下「評定者」という。) は、次に掲げる者とする。

要領第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「検査員」は、独立行政法人水資源機構会計規程 (水機規程平成 15 年第 15 号) 第 7 3 条の規定により検査を行う契約職又は工事請負契約の事務処理要領 (水公達昭和 3 7 年第 4 号。以下「事務処理要領」という。) 第 27 条第 1 項の規定により指定された検査員とし、「統括監督職員及び主任監督職員」は工事請負契約の事務処理要領第 2 6 条の 2 第 2 項に規定する統括監督職員及び主任監督職員とする。

要領第 4 条第 1 項第 3 号に規定する「 V E 提案審査会」は、「入札時 V E 方式 (価格競争型) の試行について」 (平成 10 年 1 月 19 日付け 10 経契第 24 号、10 技第 7 号) 及び「契約後 V E 方式の試行について」 (平成 10 年 1 月 19 日付け 10 経契第 25 号、10 技第 8 号) に規定する V E 提案審査会とする。

3) 評定の方法 (第 5 条関係)

- (1) 要領第 5 条第 1 項に規定する評定にあたっては、評定の内容に応じ、次の点に留意することとする。

工事成績の評定にあたっては、評定者は、「 2 . 工事成績評定手順」により評定を行うこととする。なお、請負者が工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」の実施状況について提出できることとし、その提出があった場合には、これを考慮することとする。

工事の技術的難易度の評定にあたっては、評定者は、主任監督職員の意見を踏まえ、工事施工において確認した事項に基づき、「 4 . 工事技術的難易度評価手順」により評定を行うこととする。

V E 提案等の評定にあたっては、提案ごとに独立して、「 5 . V E 提案等評定手順」により評定を行うこととする。

(2) 要領第 5 条第 2 項に規定する評定の結果は、評定の内容に応じ、次の様式に記録することとする。

工事成績の評定結果	別記様式 1 「工事成績評定表」
工事の技術的難易度の評定結果	別記様式 2 「工事技術的難易度評価表」
V E 提案等の評定結果	別記様式 3 「V E 提案等評定表」

(3) 要領第 5 条第 3 項の別に定める工事成績採点表は、別記様式 4 によるものとする。

4) 評定結果の通知 (第 8 条関係)

要領第 8 条に規定する評定結果の通知は、評定の内容に応じ、次の要領に定めるところにより通知することとする。

工事成績の評定結果の通知	別添 1 「工事成績評定通知実施要領」
工事の技術的難易度の評定結果の通知	別添 1 「工事成績評定通知実施要領」
V E 提案等の評定結果の通知	別添 2 「V E 提案等評定通知実施要領」

5) 評定の修正 (第 9 条関係)

要領第 9 条に規定する評定の修正のうち、V E 提案等の評定結果の修正は、当該 V E 提案等に基づく施工に関し、かし等が発生した場合に修正することとし、当該かし等が極めて重大である場合は、当該 V E 提案等の評定結果を抹消することとする。

6) 保管

工事成績評定表、工事成績評定表、工事成績採点表は、所長等が保管するものとする。

V E 提案等評定表は、V E 提案審査会が保管するものとする。

7) その他

契約職は、毎年の評定結果を翌年の 1 月 20 日までに理事長に報告することとする。

2 . 工事成績評定手順

工事成績の評定は、次の手順により行うものとする。

【手順 1】工事成績採点表（別記様式 4）の作成

主任監督職員である評定者は、別紙 1 - 1 ~ 「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

統括監督職員である評定者は、別紙 1 - 2 ~ 「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

検査員である評定者は、別紙 1 - 3 ~ 「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」に基づき採点し、採点の結果を工事成績採点表に記入する。

各評定者は、採点にあたっては、別紙 1 - 4 「記入方法及び留意事項」及び別紙 1 - 5 「施工プロセスのチェックリスト（案）」を考慮するものとする。

【手順 2】工事成績評定表（別記様式 1）及び細目別評定点採点表（別記様式 5）の作成

所長等は、手順 1 により作成されたすべての工事成績採点表に基づき、工事成績評定表及び細目別評定点採点表に評定点を記入する。

3 . 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表等

別紙 1 1 ~ (主任監督職員記入用)

別紙 1 2 ~ (統括監督職員記入用)

別紙 1 3 ~ (検査員記入用)

別紙 1 4 記入方法及び留意事項

別紙 1 5 「施工プロセス」のチェックリスト(案)

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督職員)

考 査 項 目	細 別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	施工体制一般	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">理由：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p> </div>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 	<p>不適切である</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	配置技術者 (現場代理人等)	<p>評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 監督員への報告を適時及び的確に行っている。 <p>【監理（主任）技術者を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 <input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">理由：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p> </div>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 	<p>不適切である</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

工事成績採点の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	. 施工管理	<p>適切である</p> <p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>判断基準</p> <p>評価値が 90%以上 a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満 b</p> <p>評価値が 80%未満 c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。</p> </div>				
	. 工程管理	<p>適切である</p> <p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
		<p>判断基準</p> <p>評価値が 90%以上 a</p> <p>評価値が 80%以上 90%未満 b</p> <p>評価値が 80%未満 c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値() = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。</p> </div>				

(主任監督職員)

工事成績採点の調査項目別運用表

調査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	・安全対策	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 <input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 <input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 <input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 <input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 <input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	・対外関係	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 <input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

(主任監督職員)

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督職員)				
考 査 項 目	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ ・出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ばらつき判断は別紙1 - 4参照。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
	出来形の測定は、工事全般を通じて評価するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事的目的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。			<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。
機械設備工事	a	b	c	d
上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	e
評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 工事写真の撮影記録が撮影基準を満足している。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められない出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩擦、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 <input type="checkbox"/> その他	当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。			
判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c				
	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った			
	契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った			

工事成績採点の審査項目別運用表

考 査 項 目	工 種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	e (主任監督職員) 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
3. 出来形及び出来ばえ ・ 出来形	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事 上記欄によらず、当該欄で評価	<p>評価対象項目</p> <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した各札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 その他	<p>理由：</p> 判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・ b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 </div>		

工事成績採点の調査項目別運用表

(主任監督職員)			
考 査 項 目	a	b	c
3. 出来形及び出来ばえ ・品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であつたため、監督員が文書で改善指示を行った。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 品質とは、設計図書に示された工事的物的規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする </div> <p>ばらつき判断は別紙1 - 4 参照。</p>		
機械設備工事 上記欄によらず、当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 適切である	<input type="checkbox"/> ほぼ適切である	<input type="checkbox"/> 他の評価に該当しない
	評価対象項目 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。 <input type="checkbox"/> 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 点検しやすいよう機器の配置を工夫している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 <input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘察し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他	理由：	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値(%) = 該当項目数 / 評価対象項目数
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準
 評価値が80%以上・・・a
 評価値が60%以上80%未満・・・b
 評価値が60%未満・・・c

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督職員)

審査項目	工 種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。	e 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
3. 出来形及び出来ばえ ・品質	電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事 上記欄によらず、当該欄で評価	評価対象項目 <input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の様相を満足している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> その他	理由： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 </div>			
	維持・修繕工事 上記欄によらず、当該欄で評価	評価対象項目 <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 理由： 理由： 理由： 理由：	理由： 理由： 理由： 理由：	判断基準 該当項目が6項目以上・・・a 該当項目が4項目以上・・・b 該当項目が3項目以下・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。		

工事成績採点の審査項目別運用表

(主任監督職員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	【その他】
5. 創意工夫	・ 創意工夫		<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <input type="checkbox"/> N E T I S 登録技術を活用した工事で、活用の効果が従来工法以上であることが確認できたもの。 本項目は2点の加点とする。 <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。
記述評価 (レマークを付した 評価内容を詳細記述)		評 点： _____ 点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、統括監督職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

工事成績採点の審査項目別運用表

(統 括 監 督 職 員)

考 査 項 目	細 別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	・ 工程管理	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">理由：</p>				
	・ 安全対策	<p>判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">理由：</p>				

工事成績採点の審査項目別運用表

（統括監督職員）

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	・ 施工条件等への対応	<p>構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 3.その他</p> <p style="text-align: center;">理由：</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について)</p> <p>切土の土工量：20万^m以上、盛土の土工量：15万^m以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(シールド)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、橋門又は橋管の中空断面積：15^m以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：50^m以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の中空平均面積：100^m以上、トンネル(沈理工法)の中空平均面積：300^m以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万^m以上、流路工の計画高水流量：500^m以上、砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの高さ：150m以上、転流トンネルの流下能力：400^m/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、橋梁上部工の最大支間長：100m以上</p> <p>(2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。 <p>(3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・ その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		<p>都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8.緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9.施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10.その他</p> <p style="text-align: center;">理由：</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(5.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や環境対策などの制約が多しい工事。 ・ そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地での夜間工事。 ・ D I D地区での工事。 <p>(7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 <p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		<p>厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きき工事</p> <p><input type="checkbox"/> 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15.その他</p> <p style="text-align: center;">理由：</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 施工不可能日が多いため、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・ 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・ 土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・ その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	評価	<p>長期工事における安全確保への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 16.12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面一時中止期間は除く）</p> <p style="text-align: center;">但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p><input type="checkbox"/> 17.その他（</p> <p style="text-align: center;">上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p> <p style="text-align: right;">評 点： _____点</p>	

1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
2. 主任監督職員が評価する「5.創意工夫」との二重評価は行わない。
3. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(統 括 監 督 職 員)

考 査 項 目	細 別	a	a	b	b	c
6. 社会性等	・ 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">理由： _____]</p>						
<p>判断基準</p> <p>上記該当項目を総合的に判断して、a、a、b、b、c評価を行う。</p>						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(統括監督職員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	点 数	
7. 法令遵守等	措 置 内 容		
	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-	20点
	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-	15点
	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-	13点
	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-	10点
	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-	8点
	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-	5点
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 (不問で処分した案件。 もらい事故や交通事故は含まない。)	-	3点
	<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由：_____)	-	点
	<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし		

本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	細 別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている		
2. 施工状況	・ 施工管理	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書第 18 条第 1 項第 1 号～ 5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したのものとなっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: center;">[理由： _____]</p>					<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<p>判断基準</p> <p>評価値が 90% 以上・・・・・・・・・・ a</p> <p>評価値が 80% 以上 90% 未満・・・・・・・・・・ b</p> <p>評価値が 80% 未満・・・・・・・・・・ c</p>					<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。</p>	

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ ・ 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 50% 以内で、下記の「評定対象項目」の 4 項目以上が該当する。 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由：	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評定対象項目」の 2 項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 80% 以内で、下記の「評定対象項目」の 3 項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
機械設備工事 上記欄によらず、当該欄で評価	優れている a bより優れている	やや優れている b cより優れている	他の評価に該当しない c	やや劣っている d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	劣っている e 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 出来形とは、設計図書に示された工事項目的物の形状及び寸法をいう。 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>					
ばらつき判断は別紙 1 - 4 参照。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 $\text{評価値}(\%) = \frac{\text{該当項目数}}{\text{評価対象項目数}} \times 100$ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 </div>					

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

	a	b	c	d	e
<p>3. 出来形及び出来ばえ</p> <p>・ 出来形</p>	<p>優れている</p> <p>bより優れている</p>	<p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや劣っている</p> <p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>劣っている</p> <p>出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>
<p>電気設備工事 通信設備工事・受変電設備工事</p> <p>上記欄によらず、当該欄で評価</p>	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真により確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: right;">理由：</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算の値で評価する。 評価値() %) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が 90% 以上 a 評価値が 80% 以上 90% 未満 a 評価値が 70% 以上 80% 未満 b 評価値が 60% 以上 70% 未満 b 評価値が 60% 未満 c 		

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ ・ 品質	護岸・根固・水制工事 鋼橋工事 (R C 床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		ばらつきは別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 翼込材及び胸込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分にに行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緑化ブロック、石積(張)法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工にあたって、床掘箇所の高水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他			当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。	当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。
		理由：				
		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		ばらつきは別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 【工場製作関係】 <input type="checkbox"/> 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、作業員の技能確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗地調整を行う場合、第 1 種ケレン後 4 時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 <input type="checkbox"/> その他			当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。	当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。
		理由：				

判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	
90%以上	a	a'	b
75%以上90%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくなればつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくなればつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ ・品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事 (集水井工事を含む)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		ばらつき等の判断は別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 【共通】 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っている。 <input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他				
		【砂防構造物工事に適用】 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他				
		【地すべり対策工事(抑止杭・集水井工事を含む)】 <input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ライナープレートと地山との隙間がなくなるように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他				

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能	
	50%以下	80%以下	80%を超える	80%を超える
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき等の判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e																					
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	舗装工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照 > [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 ばらつき]の判断は別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 【路床・路盤工関係】 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた試験方法で C B R 値を測定していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 20cm 以下とし、各層ごとに締め固めて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締め固めが、タンバ等の小型締め固め機械により施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																					
		【アスファルト舗装工関係】 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他			当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。																						
		【コンクリート舗装工関係】 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料が分離しないようコンクリートを数均していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> チェアー及びタイヤを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他				判断基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="4">評 価 値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table>	評 価 値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評 価 値	90%以上	a	a'	b	b																						
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																						
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																						
	60%未満	b'	c	c	c																						

注 試験結果の打点数等が少くばらつきの場合には評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ ・品質	コンクリート二次製品 水路工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		評価対象項目 【コンクリート二次製品水路工事】（L型・ボックスカルバート・ブロッリ積み水路を対象とし、U字溝・B F等は対象外） 材料の品質が証明書等で確認できる。 施工基面が平滑に仕上げられている。 設計図書で示す条件により締め固めが実施されている。 根入れ部分が設計図書どおり施工されていることが確認できる。 二次製品の吊り込み、据付けの際に十分な配慮がなされていることが確認できる。 二次製品の仮置が適切に行われていることが確認できる。 継目が設計図書で示す条件により施工されている。 有害なクラックがない。 その他 理由：			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	管水路工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	管水路工事	評価対象項目 <input type="checkbox"/> 材料の品質が証明書等で確認できる。 <input type="checkbox"/> 管の接合が設計図書で示す条件により実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で示す条件により締め固めが実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管の両端が均等に埋め戻されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 地盤面、基礎面に不陸が生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管の仮置が適切に行われていることが確認できる。 その他 理由：			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b
75%以上90%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b
75%以上90%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	法面工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照 > [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>ばらつきの評価は別紙 1 - 4 参照。</p> <p>評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法砕工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) <input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: right;">理由： _____]</p>			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		<p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: right;">理由： _____]</p>				
		<p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網が破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: right;">理由： _____]</p>				
		<p>【現場打法砕工関係（プレキャスト法砕工含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーを設計図書と通りの長さで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 枠内に空隙が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 層間にはく離が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="text-align: right;">理由： _____]</p>				

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
 なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

判断基準

	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

注 試験結果の採点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	コンクリート橋 上部工事 (P C 及び R C を 対象)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 <判断基準参照 > [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 ばらつき]の判断は別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> P C 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																												
		当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。	理由：																															
判断基準 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評 価 値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>							評 価 値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
評 価 値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																														
	50%以下	80%以下	80%を超える																															
90%以上	a	a'	b	b																														
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																														
60%以上75%未満	b	b'	c	c																														
60%未満	b'	c	c	c																														
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																		

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	塗装工事	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>ばらつきは別紙 1 - 4 参照。</p> <p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 塗装作業に当たり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケレンを入念に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色号、数量が確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p>			<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>
	トンネル工事	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>ばらつきは別紙 1 - 4 参照。</p> <p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の継ぎ目を 15 c m 以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが 15 c m 以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p>			<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。

判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
 なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。

判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	b
75%以上90%未満	a	b	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e																		
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	植栽工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照 > [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきは別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																		
		理由： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。 </div>			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">ばらつきで判断可能</td> <td>ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td>50%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> </table>	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a'	b	75%以上90%未満	a'	b'	60%以上75%未満	b	c	60%未満	b'	c	
ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																						
50%以下	80%以下	80%を超える																						
90%以上	a'	b																						
75%以上90%未満	a'	b'																						
60%以上75%未満	b	c																						
60%未満	b'	c																						
	防護柵（網）・ 標識・区画線等 設置工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照 > [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ばらつきは別紙 1 - 4 参照。 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎設置箇所について地盤の耐力を把握して、施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケープルの支柱を取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケープルの端未支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシカの使用量が、10%以下であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																		
		理由： <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合には c 評価とする。 </div>			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">ばらつきで判断可能</td> <td>ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td>50%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> </table>	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a'	b	75%以上90%未満	a'	b'	60%以上75%未満	b	c	60%未満	b'	c	
ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																						
50%以下	80%以下	80%を超える																						
90%以上	a'	b																						
75%以上90%未満	a'	b'																						
60%以上75%未満	b	c																						
60%未満	b'	c																						

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	維持工事 (清掃工、除草 工、付属物工、除 雪、応急処理等)	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>判断基準</p> <p>該当項目が6項目以上 a</p> <p>該当項目が5項目 a</p> <p>該当項目が4項目 b</p> <p>該当項目が3項目 b</p> <p>該当項目が2項目以下 c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>
	修繕工事 (橋脚補強、耐震 補強、落橋防止等)	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>判断基準</p> <p>該当項目が6項目以上 a</p> <p>該当項目が5項目 a</p> <p>該当項目が4項目 b</p> <p>該当項目が3項目 b</p> <p>該当項目が2項目以下 c</p> <p>注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>

工事成績採点の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 品質	機械設備工事	<p>優れている</p> <p>a</p> <p>bより優れている</p> <p>b</p> <p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p> <p>c</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや優れている</p> <p>b</p> <p>cより優れている</p> <p>c</p> <p>他の評価に該当しない</p> <p>d</p> <p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い 改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。</p>		
	電気設備工事	<p>優れている</p> <p>a</p> <p>bより優れている</p> <p>b</p> <p>やや優れている</p> <p>c</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや優れている</p> <p>b</p> <p>cより優れている</p> <p>c</p> <p>他の評価に該当しない</p> <p>d</p> <p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い 改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。</p>		

評価対象項目

- 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
- 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- 点検しやすいよう機器の配置を工夫していることが確認できる。
- 交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう設備の構造や機器の配置を工夫していることが確認できる。
- 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- 計器類に運転時の適用範囲を示す表示又は防護をしていることが確認できる。
- 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘察し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- その他

理由：

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

- 評価値が 90%以上 a
- 評価値が 80%以上 90%未満 a
- 評価値が 70%以上 80%未満 b
- 評価値が 60%以上 70%未満 b
- 評価値が 60%未満 c

評価対象項目

- 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
- 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
- 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
- ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
- 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
- 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
- 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
- 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
- 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易に行えるよう工夫していることが確認できる。
- その他

理由：

当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()

なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

判断基準

- 評価値が 90%以上 a
- 評価値が 80%以上 90%未満 a
- 評価値が 70%以上 80%未満 b
- 評価値が 60%以上 70%未満 b
- 評価値が 60%未満 c

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ ・品質	通信設備工事・受 変電設備工事	<p>優れている</p> <p>bより優れている</p>	<p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い 改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。</p>
	<p>評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書を整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>理由：</p>	<p>当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p>判断基準</p> <p>評価値が90%以上・・・・・・・・・・a</p> <p>評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・a</p> <p>評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・b</p> <p>評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・b</p> <p>評価値が60%未満・・・・・・・・・・c</p>		
	上記以外の工事 (情報ボックス、浚 渫工等)又は合併工 事	<p>a</p> <p>優れている</p> <p>bより優れている</p>	<p>b</p> <p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p>	<p>c</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い 改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。</p>
		<p>< A ></p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。 <判断基準参照 ></p> <p>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>ばらつき判断は別紙1-4参照。</p>	<p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p>	<p>評価対象項目</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p>	<p>判断基準</p>	
		<p>< B ></p> <p>対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事</p> <p>e x) 浚渫工、取壊し工等</p>	<p>削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	<p>判断基準</p>		

工事成績採点の調査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	(検 査 員)			
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ ・出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 漏水が無い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d 		
	土工事 (盛土・築堤工事等)	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけなどが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d 		
	切土工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 <input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d 		
	護岸・根固・水制工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 材料の組み合わせがよく、クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d 		
鋼橋工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 表面に補修箇所が無い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・b 該当 2 項目・・・c 該当 1 項目以下・・・d 			
地すべり防止工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d 			
舗装工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・b 該当 3 項目・・・c 該当 2 項目以下・・・d 			
法面工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・b 該当 1 項目・・・c 該当項目なし・・・d 			

工事成績採点の調査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a				b				c				d			
		優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている			
3. 出来形及び出来ばえ 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部及び天端の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <p>地盤改良はc評価とする。</p>															
	コンクリート橋上部工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 															
塗装工事 (工場塗装を除く)	塗装工事 (工場塗装を除く)	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 補修箇所が無い。 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 															
		植栽工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 														
防護柵(網)工事	防護柵(網)工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかに施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 															
		標識工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 <input type="checkbox"/> 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 標識板の支柱に変色が無い。 <input type="checkbox"/> 支柱基礎が入念に埋められている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 														
区画線工事	区画線工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 <input type="checkbox"/> 相認性が良い。 <input type="checkbox"/> 接着状態が良い。 <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 															

工事成績採点の調査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a				b				c				d			
		優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている			
3. 出来形 及び 出来ばえ ・ 出来ばえ	管水路工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管路の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 管の外観に欠損、亀裂等及び塗覆表面にむらがない。 <input type="checkbox"/> 管の接合部（継目、目地、溶接部）の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 付帯構造物との取り付け部の施工が良い。 <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上・・・ a 該当 4 項目・・・ b 該当 3 項目・・・ c 該当 2 項目以下・・・ d 															
	コンクリート二次製品水路（U 字溝、BF 等付帯的なものを除く）	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 法面の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 土工の構造物等へのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施設の通りが良い。（排水側溝、フェンス等） <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 6 項目以上・・・ a 該当 4 項目・・・ b 該当 3 項目・・・ c 該当 2 項目以下・・・ d 															
	機械設備工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上・・・ a 該当 3 項目・・・ b 該当 2 項目・・・ c 該当 1 項目以下・・・ d 															
	電気設備工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 <input type="checkbox"/> ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上・・・ a 該当 4 項目・・・ b 該当 3 項目・・・ c 該当 2 項目以下・・・ d 															
	維持修繕工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 小構造物等にも注意が払われている。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 3 項目以上・・・ a 該当 2 項目・・・ b 該当 1 項目・・・ c 該当項目なし・・・ d 															
	電線共同溝工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 <input type="checkbox"/> プラントコンクリートの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 3 項目以上・・・ a 該当 2 項目・・・ b 該当 1 項目・・・ c 該当項目なし・・・ d 															
	通信設備工事 受変電設備工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 <input type="checkbox"/> 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上・・・ a 該当 4 項目・・・ b 該当 3 項目・・・ c 該当 2 項目以下・・・ d 															
	上記以外の工事 又は 合併工事	<p>評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <input type="checkbox"/> 理由： _____ <p>判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上・・・ a 該当 3 項目・・・ b 該当 2 項目・・・ c 該当 1 項目以下・・・ d <p>該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大 5 項目とする。</p>															

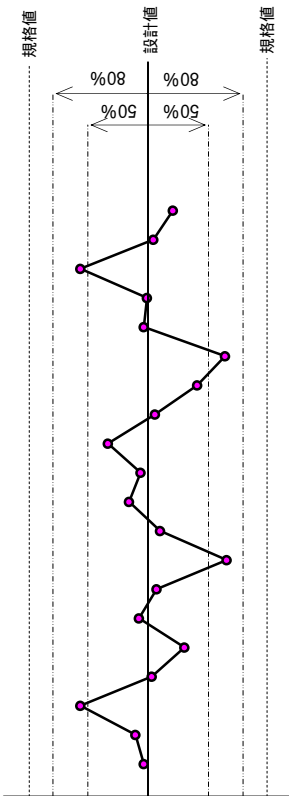
別紙1-4 記入方法及び留意事項

出来形及び品質のばらつきへの考え方

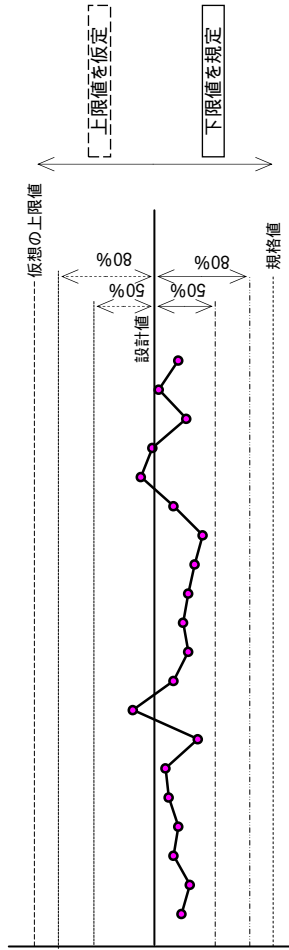
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

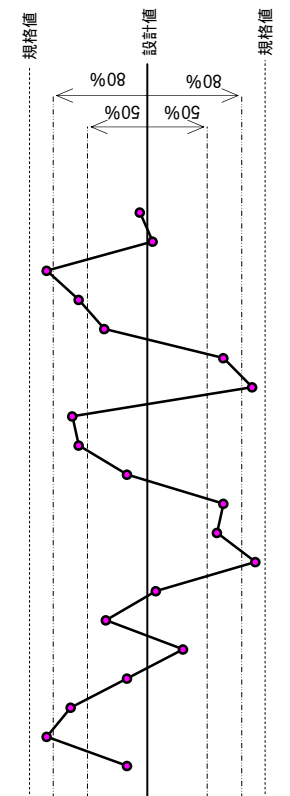
ばらつきが50%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)



ばらつきが80%以下と判断できる例

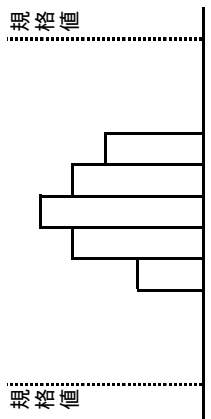


[注意事項]

- ・規格値の50%値以内に測定値の8割以上が収まっていれば、「ばらつきが50%以下」と判断する。
- ・例 > 20点中16点が、規格値の50%値以内に収まっている。
- ・規格値の80%値以内に測定値の8割以上が収まっていれば、「ばらつきが80%以下」と判断する。
- ・例 > 20点中16点が、規格値の80%値以内に収まっている。
- ・上限値がない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定する。
- ・測定値が少なく(概ね10点未満)ばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで判断する。

[度数表またはヒストグラムの場合]

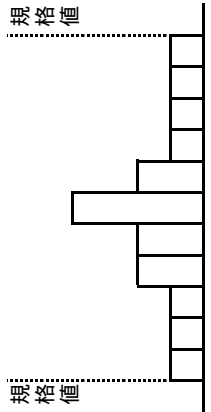
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



4 . 工事技術的難易度評価手順

工事の技術的難易度の評価は、次の手順により行うものとする。

1 . 土木工事等

土木一式工事、橋梁上部工事、舗装工事、法面処理工事等の工事の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式2）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順1 工事区分

工事区分は、別紙2-3「工事区分別難易度対応表」の工事区分欄を基に、対象工事に含まれる難易度の最も高い工事区分を記入する。なお、技術的難易度に用いる工事区分は、別紙2-1「工事区分表」による。

手順2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙2-2「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項について、各小項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式2に記入する。

手順3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順2の各小項目ごとの評価結果から表-1の判定基準に基づき、大項目の評価をA、B、Cで行い、別記様式2に記入する。

表 - 1 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対する各小項目にA判定が1つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価にB判定が1つ以上あり、かつ、A判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目にA、若しくはB判定がない。

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式2に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表 - 2 「易、やや難、難」判定基準

易、やや難、難の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3個以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙2-3「工事区分別難易度対応表」の当該対象工事の工事区分に対応する工事難易度「～」の評価を行い、別記様式2に記録する。

工事区分表

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
1. 河川	1.1河川堤防		1010
	1.2河川護岸		1020
	1.3床止め・床固め		1030
	1.4堰・水門		1040
	1.5樋門・樋管		1050
	1.6水路トシ	1.6.1山岳トシ工法	1061
		1.6.2シールド工法	1062
		1.6.3推進工法	1063
		1.6.4開削工法	1064
		1.7伏せ越し	1070
2. 海岸	1.8場排水機場		1080
	1.9河川落漕		1090
	1.10河川維持管理 (補強・改築は含まない)		1100
	1.11その他		1110
	2.1海岸堤防		2010
	2.2護岸		2020
	2.3突堤・離岸堤		2030
	2.4養浜		2040
	2.5海岸落漕		2050
	2.6海岸維持管理 (補強・改築は含まない)		2060
3. 砂防 ・地滑り	2.7その他		2070
	3.1砂防ダム		3010
	3.2流路工		3020
	3.3斜面対策 (地下水排除工、抑止杭工を含む)		3030
	3.4砂防維持管理 (補強・改築は含まない)		3040
	3.5その他		3050
	4.ダム	4.1ダム (転流トシは、5.道路 - 5.1トシで評価する。)	4011
		4.1.1重力式ダム工事	4012
		4.1.2アークダム工事	4013
		4.1.3ロックダム工事	4014
	4.1.47-ダム工事	4015	
	4.1.5表面遮水壁ダム	4016	
	4.1.6複合ダム工事	4017	
	4.1.7ダム維持管理 (補強・改築は含まない)		
	4.1.8その他	4018	
5. 道路	5.1トシ	5.1.1山岳トシ工法	5011
		5.1.2シールド工法	5012
		5.1.3開削工法	5013
		5.1.4沈理工法	5014

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
5. 道路	5.2共同溝	5.2.1シールド工法	5021
		5.2.2推進工法	5022
		5.2.3開削工法	5023
		5.3橋梁上部	5031
		5.3.1RC橋	5032
		5.3.2PC橋	5033
		5.3.3鋼橋	5034
		5.3.4床版工(鋼橋)	5041
	5.4橋梁下部	5.4.1RC橋脚・橋台	5042
		5.4.2鋼製橋脚・橋台	5043
	5.5舗装	5.4.3合成構造橋脚・橋台	5051
		5.5.1セメントコンクリート舗装	5052
		5.5.2アスファルト舗装	5053
		5.5.3ブロック舗装	5060
		5.6道路付属施設	5070
6. 公園	5.7切土工	5080	
	5.8盛土工	5090	
	5.9斜面安定・法面工	5100	
	5.10加川工	5110	
	5.11擁壁工	5120	
	5.12排水工	5130	
	5.13電線共同溝・CAB	5140	
	5.14情報BOX	5150	
	5.15シールド	5160	
	5.16道路維持管理 (補強・改築は含まない)		
	5.17その他	5170	
	6.1基盤整備	6010	
	6.2植栽	6020	
	6.3施設整備	6030	
	6.4ライト・アート整備	6040	
6.5自然育成	6050		
6.6公園維持管理 (補強・改築は含まない)	6060		
6.7その他	6070		
7. その他	7.1その他	7010	
	15. 水路	15.1 開水路	8511
		15.1.1 現場打水路	8512
		15.1.2 二次製品水路	8521
	15.2 函 渠	15.2.1 現場打水路	8522
		15.2.2 二次製品水路	8530
	17. 管 水	15.3 サイホン	8711
		17.1 既成管	8712
		17.1.1 RC管	8713
		17.1.2 VP管	8714
		17.1.3 DCIP管	8715
		17.1.4 FRP管	8716
	17.1.5 SP管		
	17.1.6 コルゲート管		

工學技術的難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)	
1. 構造物条件	規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	
	形状	対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)	
	その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	
	2. 技術特性	工法等	工法、使用機械、使用材料等
		その他	施工方法に関する技術提案等
		湧水・地下水	湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等
	3. 自然条件	軟弱地盤	支持地盤の状況
		作業用道路・ヤード	河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約
		気象・海象	雨・雪・風・気温・波浪等の影響
		その他	地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等
4. 社会条件		地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
		近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
		騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
		水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
		作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
		現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
5. マネジメント特性	その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	
	他工区調整	隣接工区との工程調整	
	住民対応	近隣住民との対応	
	関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整	
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)	
	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)	
	安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業	
	その他	災害時の応急復旧等	

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

工事区分別難易度対応表

手順4の「易、やや難、難」判定結果から、工事区分に応じ、以下の工事難易度～として評価する。
なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各工事区分の「難」より上位のランクに評価する。

事業分類	工事区分（構造物分類・構造形式・工法分類）							
1. 河川	河川堤防, 河川護岸, 床止め・床固め, 河川浚渫, 維持管理	易	やや難	難				
	樋門・樋管, 水路トシレ(推進工法), 伏せ越し, 揚排水機場		易	やや難	難			
	堰・水門, 水路トシレ(山岳トシレ工法, シールド工法, 開削工法)			易	やや難	難		
2. 海岸	海岸堤防, 護岸, 養浜, 海岸浚渫, 維持管理	易	やや難	難				
	突堤・離岸堤		易	やや難	難			
3. 砂防・地滑り	流路工, 維持管理	易	やや難	難				
	砂防ダム, 斜面対策		易	やや難	難			
4. ダム	維持管理	易	やや難	難				
	転流トシレ			易	やや難	難		
	堤体工				易	やや難	難	
5. 道路	舗装, 道路付属施設, 切土工, 盛土工, 斜面安定・法面工, 加バート工,	易	やや難	難				
	擁壁工, 排水工, 情報BOX, シールド, 維持管理							
	共同溝(推進工法, 開削工法), 橋梁上部工, 橋梁下部工,		易	やや難	難			
	電線共同溝・CAB							
6. 公園	トシレ(山岳トシレ工法, シールド工法, 開削工法), 共同溝(シールド工法)			易	やや難	難		
	トシレ(沈埋工法)				易	やや難	難	
15. 水路工	開水路(現場打水路, 二次製品水路), 管渠(現場打水路, 二次製品水路)	易	やや難	難				
	サイホン		易	やや難	難			
17. 管水路	既成管(RC管, VP管, DCPI管, FRPM管, SP管, コレクター管)	易	やや難	難				
			やや難	難	やや難	難		

工事区分「その他」については、類似の工事区分との関係等から類推する。

2 . 電気工事

電気工事（土木工事に係る電気工事）の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式 2 の 2 ）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順 1 設備区分

設備区分は、別紙 2 - 5 「設備区分別難易度対応表」の設備区分欄及び構造物分類等欄を基に、評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い設備区分及び構造物分類等を記入する。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 2 - 4 「工事技術的難易度評価の小項目別運用表」の評価対象事項について、各小項目の評価を A , B , C で行い、別記様式 2 の 2 に記入する。

手順 3 大項目の評価

各大項目の評価は、手順 2 の各小項目ごとの評価結果から表 - 3 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式 2 の 2 に記入する。

表 - 3 大項目判定基準

大項目評価	小 項 目 評 価
A	対象大項目に対する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目評価に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表 - 4 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式 2 の 2 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

表 - 4 「易、やや難、難」判定基準

「易、やや難、難」 の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が2つ以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が2つ以下である。 ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定1つ以上ある。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA、若しくは、B判定がない。 ・大項目の評価にA判定がなく、かつB判定が1つ以上の場合にも、工事特性により、「易」と判定してもよい

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙2-5「設備区分別難易度対応表」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「 ~ 」の評価を行い、別記様式2の2に記録する。

工學技術的難易度評価の小項目別運用表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 設備条件	設備種別	主な設備の種別(低圧設備、高圧設備等)
	設備規模	主な設備の規模(照明灯数、線路巨長、設備容量等)
	その他	既設備の改造・転用、特殊な対象設備等
2. 設備技術特性	設備仕様	省エネ仕様、監視制御仕様、耐震仕様、リサイクルへの配慮等
	施工方法	工法、使用材料等
3. 設備設置条件	その他	設備の運用に係る付加技術等
	設置環境	湿度、温度、高度等
	設置構造物	設置構造物の形状の複雑さ、設置箇所の条件等
	その他	設置に際し特に配慮すべき特殊要因等
	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
4. 社会条件	近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
	他工区調整	隣接工区との工程調整
	住民対応	近隣住民との対応
	関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
5. マネジメント特性	品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	その他	災害時の応急復旧等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

- A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・特性」
- B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・特性」
- C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・特性」

小項目別評価運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例			備考
			評価 A	評価 B	評価 C	
1. 設備条件	設備種別	主な設備の種類別(低圧設備、高圧設備等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧配電・昇圧設備あり ・衛星通信設備(可搬型を除く。) ・各種情報通信(処理)設備(データ処理機能あり) ・シリンダー-鉄塔 ・特別高圧設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧配電・電源補償設備あり ・多重通信設備、ヘリ画像受信設備、K-COSMOS、有線通信設備、電話交換設備 ・各種情報通信(処理)設備(データ処理機能あり) ・パイプトラース鉄塔 ・高圧設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧単独引き込み ・その他の一般的な通信設備 ・各種情報通信(処理)設備(データ処理機能あり) ・評価 A, B に該当しない鉄塔 ・低圧設備 	電気設備 通信設備
			<ul style="list-style-type: none"> ・道路照明: 灯数<50灯 ・トンネル: 延長<500m ・配電線路: 亘長<1000m以上 ・共同溝: 延長<500m以上 ・地下駐: 床面積1000㎡以上 ・水処理: 容量30kVA以上 ・道路ヒーティング: 容量100kVA以上 ・鉄塔: 高さ50m以上 ・反射板: 面積50㎡以上 ・光ケーブル: 接続10箇所以上 ・CCTV: 画像処理系及び伝送系を含む ・高圧受変電: 容量1000kW以上 ・特高受変電: 容量5000kW以上 ・発電: 容量500kW以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・20灯 灯数<50灯 ・75m 延長<500m ・500m 亘長<1000m ・200m 延長<500m ・500㎡ 床面積<1000㎡ ・100kVA 容量<300kVA ・50kVA 容量<100kVA ・30m 高さ<50m ・30㎡ 面積<50㎡ ・1箇所 接続<10箇所 ・伝送系を含む ・500kW 容量<1000kW ・3000kW 容量<5000kW ・100kW 容量<500kW 	<ul style="list-style-type: none"> ・灯数20灯未満 ・延長75m未満 ・亘長500m未満 ・延長200m未満 ・床面積500㎡未満 ・容量:100kVA未満 ・容量50kVA未満 ・高さ30m未満 ・面積30㎡未満 ・接続箇所なし ・CCTVのみ ・容量:500kW未満 ・容量:3000kW未満 ・容量:100kW未満 	受変電設備 電気設備
	その他	既設設備の改造・転用、特殊な対象設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・既設設備を運用しながら一部の機能を更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価 A, C に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設設備撤去後に同程度の設備を設置 	

小項目別評価運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例			備考
			評価 A	評価 B	評価 C	
2. 設備技術特性	設備仕様	省エネ仕様、監視制御仕様、耐震仕様、リサイクルへの配慮等	設備のランニングコスト低減を特に考慮している ・監視制御設備による制御 ・新規の工法、使用材料等を採用し、特に慎重な対応が必要 ・ヒューマンインタフェースの考慮により、設備の操作性が非常に良い ・冬季において積雪や凍結に特に慎重な対応が必要 ・共同溝の深度があり作業が困難	設備のランニングコスト低減を比較的考慮している ・自動点滅装置による制御 ・新規の工法、使用材料等を採用しているが対応は比較的容易 ・ヒューマンインタフェースの考慮により、設備の操作性が比較的良い ・積雪や凍結はあるが対応は比較的容易	特になし ・点滅スイッチによる制御 ・特になし ・特になし	
	施工方法	工法、使用材料等				
	その他	設備の運用に係る付加技術等				
3. 設備設置条件	設置環境	湿度、温度、高度等				
	設置構造物	設置構造物の形状の複雑さ、設置箇所の条件等	・道路・トンネル線形が厳しいなど特に慎重な対応が必要 ・共同溝にガス洞道があり特に細心の配慮が必要	・道路・トンネル線形は厳しいが対応は比較的容易	・特になし	
	その他	設置に際し特に配慮すべき特殊要因等				
4. 社会条件	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	・対応困難な障害物がある	・障害物はあるが対応は比較的容易	・特になし	
	近接施工	工事の影響に配慮すべき鉄道営業線、供用中道路、架空線、建築物等の近接物	・対応困難な近接物がある	・近接物はあるが対応は比較的容易	・特になし	
	騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮	・対応が困難で特に慎重な対応が必要	・騒音・振動に対する配慮が必要であるが対応は比較的容易	・特になし	
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	・対応が困難で特に慎重な対応が必要	・水質汚濁に対する配慮が必要であるが対応は比較的容易	・特になし	
	作業道路・ヤード	生活道路を利用するの資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約	・作業道路・ヤードの制約が厳しい	・作業道路・ヤードに制約はあるが対応は比較的容易	・特になし	
	現道作業	現道上での交通規制を伴う作業	・対応が困難で特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	・対応が困難で特に慎重な対応が必要	・PCB、SF6ガス、フロンガス等の処理が必要	・特になし	

小項目別評価運用基準表

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例			備考
			評価 A	評価 B	評価 C	
5. マネジメント特性	他工区調整	隣接工区との工程調整	・特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある	・調整を要する他工事(近接工区)の請負者がある	・特になし	
	住民対応	近隣住民との対応	・特に慎重な対応が必要	・一般的な対応が必要	・特になし	
	関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整	・特に慎重な調整が必要	・一般的な調整が必要	・特になし	
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)	・工期・工程が特に厳しい	・工期・工程がやや厳しい	・標準的な工期・工程	
	品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)	・特に厳しい品質管理が必要	・やや厳しい品質管理が必要	・標準的な品質管理	
	安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業	・特に危険な作業	・やや危険な作業	・標準的な作業	
	その他	災害時の応急復旧等	・被災時の応急復旧工事で対応が困難	・被災時の応急復旧工事で一般的な対応が必要	・特になし	
	—	難度の高い条件等	・新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で特に難度が高い	・新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で難度は高いが対応は比較的容易	・特になし	
	6. 特別考慮要因					

注:本表は、小項目別評価の具体的事例を例示したものであり、これ以外の事例については、類似の事例、施工条件等から類推するものとする。

設備区分別難易度対応表

手順 4 の「易、やや難、難」判定結果から、設備区分に応じ、以下の工事難易度 ~ として評価する。

なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、各設備区分の「難」より上位のランクに評価できるものとする。

また、特に小規模な施設、施工条件等全般にわたり平易な場合等については、「易」の 1 ランク下に評価できるものとする。

設備区分	構造物分類等							
1．河川電気通信設備	河川本川、河川堤防、その他河川一般	易	やや難	難				
	樋門・樋管、揚排水機場、堰		易	やや難	難			
2．海岸電気通信設備	海岸一般	易	やや難	難				
	砂防一般		易	やや難	難			
4．ダム電気通信設備	ダム周辺、その他ダム一般	易	やや難	難				
	堤本体、湖水			易	やや難	難		
5．道路電気通信設備	道路付属施設、情報BOX、シェッド、維持管理、その他道路一般	易	やや難	難				
	トンネル、電線共同溝・CAB、地下駐車場、アンダーパス、地下道		易	やや難	難			
6．公園電気通信設備	橋梁、共同溝			易	やや難	難		
	公園一般	易	やや難	難				

「一般」には、中継所施設を含むものとする。

3 . 機械工事

機械工事（土木工事に係る機械設備工事）の技術的難易度の評価は、工事技術的難易度評価表（別記様式 2 の 3 ）に次の手順に従い評価結果を記入することとする。

手順 1 設備区分

設備区分は、別紙 2 - 6 「設備区分別難易度対応表」の設備区分及び構造物分類等を基に、評価対象工事に含まれる最も工事難易度の高い設備区分を記入する。

なお、技術的難易度に用いる設備区分は、別紙 2 - 6 「設備区分表」による。

手順 2 小項目の評価

各小項目の評価は、別紙 2 - 6 「工事技術的難易度評価の小項目別運用表（土木工事に係る機械設備工事）」の評価対象事項欄を基に、各小項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 2 の 3 に記入する。

手順 3 大項目の評価

大項目の評価は、手順 2 の各小項目毎の評価結果から表 7 の判定基準に基づき、大項目の評価を A、B、C で行い、別記様式第 2 の 3 に記入する。

表 - 7 大項目判定基準

大項目評価	小項目評価
A	対象大項目に対応する各小項目に A 判定が 1 つ以上ある。
B	対象大項目に対応する各小項目に B 判定が 1 つ以上あり、かつ、A 判定がない。
C	対象大項目に対応する各小項目に A、若しくは B 判定がない。

手順 4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表 - 8 の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第 2 の 3 に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因の A、B の判定も数に含めるものとする。

表 - 8 「易、やや難、難」判定基準

「易い、やや難、難」の判定	大項目評価
難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が4つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3つ以下の場合にも、工事特性により「難」と判定してもよい。
やや難	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つ以上あり、かつB判定が3つ以下である。
易	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA、若しくはB判定がない。

手順5 工事の技術的難易度の評価

工事の技術的難易度の評価は、手順4の判定結果から別紙2-6「設備区分別の技術的難易度対応表(土木工事に係る機械設備工事)」の当該対象工事の設備区分に対応する工事難易度「 ~ 」の評価を行い、別記様式第2の3に記録する。

設備区分表

別紙 2 - 6

事業分類	構造物分類	構造形式・工法分類	区分番号
8 . 機械設備	8.1河川用水門設備		8010
	8.2ゴム引布製起伏堰ゲート		8020
	8.3ダム放流設備		8030
	8.4ダム取水設備		8040
	8.5揚排水ポンプ設備		8050
	8.6除塵設備		8060
	8.7ダム施工機械設備		8070
	8.8トンネル喚起設備		8080
	8.9トンネル非常用設備		8090
	8.10消融雪設備		8100
	8.11道路排水設備		8110
	8.12共同溝付帯設備		8120
	8.13駐車場設備		8130
	8.14車両重量計設備		8140
	8.15車両計測設備		8150
	8.16道路用昇降設備		8160
	8.17ダム管理設備		8170
	8.18遠方監視操作制御設備		8180
	8.19河川浄化設備		8190
8.99その他機械設備		8990	

工事技術的難易度評価の小項目別運用表(土木工事に係る機械設備工事)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項等)
1. 設備条件	設備種別	主な設備の種類(用途、種類、構造等)
	設備規模	主な設備の規模(寸法、口径、能力等)
	その他	機械設備の改造・転用、特殊な対象設備等)
2. 設備技術特性	施工技術	新技術、新素材等
	その他	施工技術に関する技術提案等
3. 設備据付条件	設備環境	気象条件、現場条件等
	土木構造物	土木構造物の形状等
	その他	その他の特殊要因等
4. 社会条件	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物
	近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整
	騒音・振動	周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	作業用道路・ヤード	生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約
	現道作業	現道上での交通規制を伴う作業
	その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
5. マネジメント特性	他工区調整	隣接工区との工程調整
	住民対応	近隣住民との対応
	関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整
	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)
	品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)
	安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業
	その他	災害時の応急復旧等

[評価方法]

以下の3ランクの評価を行う。

A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」

B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」

C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

設備区分別の技術的難易度対比表（土木工事に係る機械設備工事）

手順 4 の「易、やや難、難」判定結果から、設備区分に応じ、以下の工事難易度 ~ として評価する。
 なお、特に難易度を高める特別な要因がある場合、難易度を高める要因が特に多岐にわたる場合等には、設備区分の「難」より上位のランクに評価できるものとする。

設備区分	構造物分類等							
1．河川機械設備	樋門・樋管ゲート設備、ゴム引布製起伏堰ゲート設備、揚排水ポンプ設備（水中ポンプ）、救急排水ポンプ、除塵設備 水門ゲート設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備	易	やや難	難				
			易	やや難	難			
				易	やや難	難		
		易	やや難	難				
2．ダム機械設備	揚排水ポンプ設備（水中ポンプ除く）、堰ゲート設備 ダム管理設備 ダム施工機械設備 ダム放流設備、ダム取水設備		易	やや難	難			
			易	やや難	難			
				易	やや難	難		
				易	やや難	難		
3．道路機械設備	トンネルジェットファン設備、トンネル非常用設備、消融雪設備 道路排水設備、共同溝付帯設備、自走式駐車場設備 車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備 トンネル送風機設備、機械式駐車場設備 遠方監視操作制御設備	易	やや難	難				
			易	やや難	難			

小項目別評価運用基準表(土木工事に係る機械設備工事)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
1. 設備条件	設備種別	主な設備の種別(用途、種類、構造等)	評価A ・シエル構造ゲート等 ・多段式ゴム堰ゲート ・四方水密ローラゲート、ラジアルゲート、ホロージェットバルブ、フィクストコンーンバルブ、ジェットフロアゲート等 ・円形(半円)多段ゲート ・横軸斜流ポンプ、縦軸斜流ポンプ、縦軸渦巻ポンプ、横軸渦巻ポンプ等 ・除塵設備(ネット式) ・コンクリート打設設備、コンクリート生産設備、骨材生産設備等 ・送風機設備 ・非常用設備(トンネル等級がAまたはA)	評価B ・プレートゲータ構造ゲート、起伏ゲート等 ・2段式ゴム堰ゲート ・三方水密ローラゲート、スライドゲート、スルースバルブ等 ・直線多段ゲート ・縦軸軸流ポンプ、横軸軸流ポンプ等 ・除塵設備(レーキ式) ・セメント貯蔵・輸送設備、骨材貯蔵・輸送設備、濁水処理設備、コンクリート冷却設備等 ・ジェットファン ・非常用設備(トンネル等級がB)	評価C ・プレートゲータ構造角落としゲート等 ・1段式ゴム堰ゲート ・その他の放流設備 ・その他の取水設備 ・救急排水ポンプ設備、その他のポンプ設備 ・除塵設備(コンベア式) ・その他のダム施工機械設備 ・簡易な換気設備 ・非常用設備(トンネル等級がCまたはD) ・散水融雪設備 ・アンダーパス(人道) ・換気又は排水 ・自走式駐車場設備 ・簡易な重量計設備 ・その他	河川用水門設備 ゴム引布製起伏堰ゲート設備 ダム放流設備 ダム取水設備 揚排水ポンプ設備 除塵設備 ダム施工機械設備 トンネル換気設備 トンネル非常用設備 消融雪設備 道路排水設備 ・共同溝付帯設備 駐車場設備 車両重量計設備 車両計測設備 道路用昇降設備 ダム管理設備 遠方監視操作制御設備 河川浄化設備 河川用プレートゲータ構造ローラゲート 河川用シエル構造ローラ
			評価A ・車両諸元(車重、車高、車幅、ナンバークラシ)	評価B ・エレベータ設備、エスカレータ設備 ・係船設備、昇降設備等 ・監視設備、施設情報管理装置等 ・河川浄化設備(噴水、曝気設備等) ・5.0m以上2.00m未満 ・1.5m以上3.0m未満 ・5.0m以上1.00m未満 ・2.5m以上8.0m未満	評価C ・簡易な昇降設備 ・流木止設備 ・伝送設備、計測設備等 ・簡易な浄化設備 ・5.0m未満 ・1.5m未満 ・5.0m未満 ・2.5m未満	ダム放流設備・ダム制水設備・放流管・小容量放流設備用ゲート・バルブ ダム取水ゲート
	設備規模	主な設備の規模(寸法、口径、能力等)	評価A ・1門当り扉体面積:2.00m ² 以上 ・1門当り純径間:3.0m以上 ・1門当り投影面積:1.00m ² 以上 ・設計水深:8.0m以上	評価B ・3段	評価C ・3段未満	

小項目別評価運用基準表(土木工事に係る機械設備工事)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
1. 設備条件	設備規模	主な設備の規模(寸法、口径、能力等)	・1台当りポンプ口径:2000mm以上 ・高流速ポンプ ・数量5台以上 ・吊上能力:20t以上 ・骨材生産能力:500t/h以上	・1000mm以上2000mm未満 ・可動翼ポンプ ・数量2~4台 ・吊上能力:9.5t以上20t未満 ・骨材生産能力:100t/h以上500t/h未満	・1000mm未満 ・数量1台 ・吊上能力:9.5t未満 ・骨材生産能力:100t/h未満	軸流ポンプ、斜流ポンプ、渦巻ポンプ 水中ポンプ コンクリート打設設備 骨材生産設備
			・ミキサ容量:9.0m3以上 ・輸送能力:80t/h以上 ・ベルト幅:1200mm以上 ・濁水処理能力:1000m3/h以上	・ミキサ容量:3.0m3以上9.0m3未満 ・輸送能力:40t/h以上80t/h未満 ・ベルト幅:750mm以上1200mm未満 ・濁水処理能力:200m3/h以上1000m3/h未満	・ミキサ容量:3.0m3未満 ・輸送能力:40t/h未満 ・ベルト幅:750mm未満 ・濁水処理能力:200m3/h未満	コンクリート生産設備 セメント貯蔵・輸送設備 骨材貯蔵・輸送設備 濁水処理設備
その他	新	既設設備の改造・転用、特殊な対象設備等	・冷凍能力:300JRT以上 ・1台当り口径:3000mm以上 ・数量6台以上 ・トンネル延長:2000m以上	・冷凍能力:200JRT以上300JRT未満 ・1900mm以上3000mm未満 ・数量3~5台 ・トンネル延長:1000m以上2000m未満	・冷凍能力:200JRT未満 ・1900mm未満 ・数量2台以下 ・トンネル延長1000m未満	コンクリート冷却設備 トンネル送排風機 トンネルジェットファン トンネル非常用設備
			・融雪延長1500m以上 ・口径500mm以上 ・共同溝延長4000m以上 ・処理水量3.0m3/s以上	・融雪延長750m以上1500m未満 ・口径200mm以上500mm未満 ・共同溝延長2000m以上4000m未満 ・処理水量1.0m3/s以上3.0m3/s未満	・融雪延長:750m未満 ・口径200mm未満 ・共同溝延長2000m未満 ・処理水量1.0m3/s未満	消融雪設備 道路排水設備 共同溝設備 河川浄化設備
その他	新	排水機場の遠方監視操作制御設備 既設設備を運用しながら一部の機器を更	・駐車台数200台以上 ・計測トン数100t超 ・数量4台(車線数)以上 ・数量4台以上 ・設置数量4台以上	・駐車台数100台以上200台未満 ・計測トン数70t以上100t以下 ・数量2~3台(車線数) ・数量2~3台 ・設置数量2~3台	・駐車台数100台未満 ・計測トン数70t未満 ・数量1台(車線数) ・数量1台 ・設置数量1台	駐車場設備 車向重量計設備 車向計測設備 道路用昇降設備 ダム管理設備 遠方監視操作制御設備
			・排水機場の遠方監視操作制御設備 既設設備を運用しながら一部の機器を更	・浄化施設類の遠方監視操作制御設備 ・評価A、Cに該当しない	・道路排水設備、水門類の遠方監視 ・既設設備撤去後に同程度の設備を 設置	

小項目別評価運用基準表(土木工事に係る機械設備工事)

大項目	小項目	評価対象事項(代表的事項)	具体的事例			備考
			評価A	評価B	評価C	
2. 設備技術特性	施工技術	新技術、新素材等	新技術、新素材等の採用を特に考慮している。	新技術、新素材を比較的考慮している。	特になし	
	その他	施工技術に関する技術提案等	設備のコスト削減等に関する非常に効果的な技術提案があった。	設備のコスト削減等に関する効果的な技術提案があった。	特になし	
	設備環境	気象条件、現場条件等	気象条件が悪く、特に慎重な対応が必要	気象条件が悪いが、対応は比較的容易	一般的な設備環境	
3. 設備据付条件	土木構造物	土木構造物の形状等	土木構造物が複雑で、特に慎重な対応が必要	土木構造物が複雑ではあるが、対応は比較的容易	一般的な土木構造物	
	その他	その他の特殊要因等	その他の特殊要因等があり、特に慎重な対応が必要	その他の特殊要因等があるが、対応は比較的容易	特になし	
	地中障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	地下埋設物等の地中内の作業障害物	障害物はあるが対応は比較的容易	特になし	
4. 社会条件	近接施工	工事の施工に配慮すべき関連工事等との調整	関連工事等との困難な調整が必要	関連工事等と調整は必要であるが、対応は比較的容易	特になし	
	騒音・振動	周辺住民に対する騒音・振動の配慮	騒音・振動に対する配慮が必要であるが、対応は困難	騒音・振動に対する配慮が必要であるが、対応は比較的容易	特になし	
	水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮	水質汚濁に対する配慮が必要であるが、対応は困難	水質汚濁に対する配慮が必要であるが、対応は比較的容易	特になし	
5. マネジメント特性	作業道路・ヤード	生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下、高架下等の作業スペースの確保	作業道路・ヤードの制約が厳しい	作業道路・ヤードに制約はあるが対応は比較的容易	特になし	
	現道作業	現道上での交通規制を伴う作業	対処が困難で特に慎重な対応が必要	一般的な対応が必要	特になし	
	その他	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等	騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理	PCB、SF6ガス、フロンガス等の処理が必要	特になし	
6. 特別考慮要因	他工区調整	隣接工区との工程調整	特に困難な調整を要する他工区(近接工区)の請負者が複数ある	調整を要する他工区(近接工区)の請負者がある	特になし	
	住民対応	近隣住民との対応	特に慎重な対応が必要	一般的な対応が必要	特になし	
	関係機関対応	関係行政機関・公益事業者等との調整	特に慎重な対応が必要	一般的な対応が必要	特になし	
7. 品質管理	工程管理	工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む)	工期・工程が特に厳しい	工期・工程がやや厳しい	標準的な工期・工程	
	品質管理	品質管理の煩雑さ・複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む)	特に厳しい品質管理が必要	やや厳しい品質管理が必要	標準的な品質管理	
	安全管理	高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業	特に危険な作業	やや危険な作業	標準的な作業	
8. その他	災害時の対応	災害時の応急復旧等	被災時に応急復旧工事で対応が困難	被災時の応急復旧工事で一般的な対応が必要	特になし	
	難度の高い条件等	新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で特に難度高い	新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で特に難度高い	新技術の採用、超大規模設備、大規模地震災害後の緊急復旧等で難度は高いが対応は比較的容易	特になし	
	類似事例	類似の事例、施工条件等から類推するものとする。	類似の事例、施工条件等から類推するものとする。			

注:本表は、小項目別評価の具体的事例を示したものであり、これ意外の事例については、類似の事例、施工条件等から類推するものとする。

5 . V E 提案等評定手順

1 . V E 提案等評定手順

V E 提案等の評定（以下「V E 評定」という。）は、次の手順により行うものとする。

手順1 V E 考査表（別記様式6～8）の作成

要領第6条第3項第1号の時期に、評定者は、「V E 評定考査表（基本評定）」に設定された各考査項目ごとに評価を行い、各評価結果を総合的に判断し評定を行い評定結果を同表に記入する。

要領第6条第3項第2号の時期に、主任監督職員及び検査員は、「V E 評定考査表（完成時評定）」に設定された各考査項目ごとに評価を行い評価結果を同表に記入する。評定者は、各評価結果を総合的に判断し評定を行い評定結果を同表に記入する。

要領第6条第3項第3号の時期に、評定者は、「V E 評定考査表（事後評定）」に設定された考査項目について評定を行い評定結果を同表に記入する。

手順2 V E 提案等評定表（別記様式3）の作成

評定者は、手順1により作成されたV E 考査表の結果を踏まえ、当該提案のV E 評定を決定し、V E 提案等評定表に評定結果を記入する。

なお、評定にあたっては、別紙の「V E 評定にあたっての留意事項」を考慮するものとする。

別紙

【V E 評定にあたっての留意事項】

(1). V E 評定の対象となる工事

V E 評定は、入札者若しくは契約者から技術提案を受け付ける工事を対象とし、現在試行されている以下のような方式が対象となるが、新たな方式が試行された場合は、適宜対象に追加する。

入札時に技術提案を受け付けるもの

- ・入札時 V E 方式（価格競争）

契約後に技術提案を受け付けるもの

- ・契約後 V E 方式

(2). V E 評定の対象となる V E 提案

発注者が設計図書等で示した要件を満たす V E 提案を対象とする。落札、不落札は問わない。また、審査の結果不採用とした V E 提案でも、要件を満たしているものであれば V E 評定の対象とする。

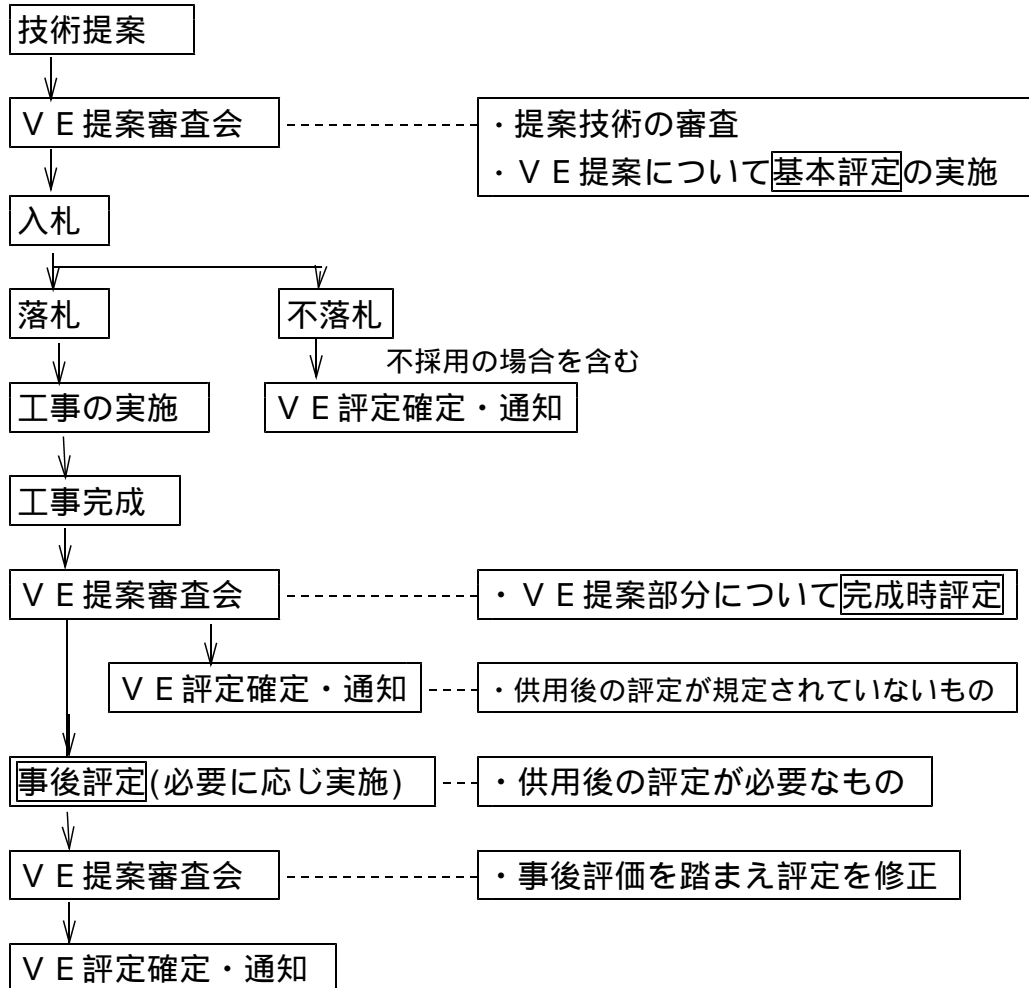
< V E 評定の対象として認められない V E 提案の例 >

- ・設計図書に定められた提案を求める範囲を逸脱した提案
- ・必須要件として設計図書に示されている基準等を満たしていない提案

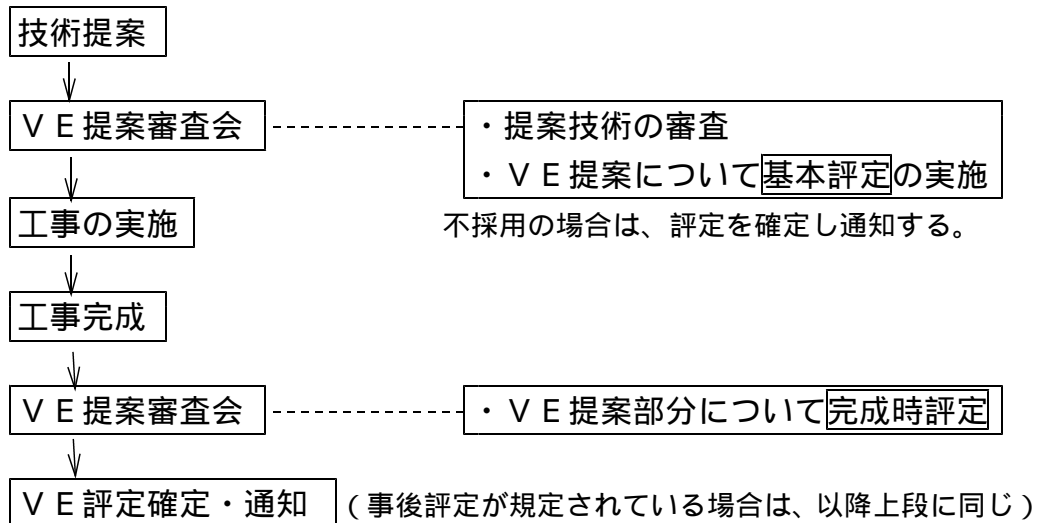
2. 評定の流れ

評定の流れの概要は以下の通りである。

- ・入札時に技術提案を受け付けるもの（入札時VE）



- ・契約後に技術提案を受け付けるもの（契約後VE）



3. 評価方法

基本評価及び完成時評価・事後評価を踏まえ、以下の通り6段階に評価を行う。

基本評価

以下の通り、基本評価の3ランク評価を踏まえた評価を行う。VE提案は採択されたが落札しなかった場合及びVE提案が不採択の場合（＝提案に基づく工事を行わなかった場合）は、基本評価がそのまま最終評価となる。

評価						
採択			優	良	可	
不採択				優	良	可

完成時評価

提案に基づく工事を行った場合は、完成時評価による補正を行う。

- ・評価a：基本評価を2ランクアップ
- ・評価b：基本評価を1ランクアップ
- ・評価c：基本評価を1ランクダウン

（評価例）

基本評価：優、完成時評価：aの場合

基本評価：良、完成時評価：bの場合

基本評価：可、完成時評価：cの場合

事後評価

当該工事の引き渡し後において、供用後の性能等が規定された工事にあつては、当該性能の測定時に事後評価を行い補正を行う。ただし、完成時評価後の時点で に相当し、事後評価が評価bの場合は、 とする。

- ・評価a：基本評価を2ランクアップ
- ・評価b：基本評価を1ランクダウン

4. VE評価の修正

一度決定した評価であっても、完成後に提案に起因する問題等が発生した場合は、VE提案審査会において評価を修正する。極めて大きなかし等が発生した場合は、VE点の抹消も含め検討する。

6 . 請負工事成績評定要領の運用に関する要領等

工事成績評定通知実施要領

〔平成 13 年 12 月 28 日〕
13 技第 306 号

〔沿革〕 平成 16 年 8 月 23 日 16 技第 88 号改正

平成 17 年 4 月 15 日 17 技第 8 号改正

平成 21 年 12 月 25 日 21 技管第 35 号改正

（目的）

第 1 条 本要領は、工事成績及び工事の技術的難易度について、「請負工事成績評定要領」（水公達平成 13 年第 28 号。以下「評定要領」という。）第 8 条又は第 9 条の通知並びに要領第 10 条及び第 11 条の回答に関する事項を定める。

（評定点等の通知）

第 2 条 契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）は、評定者及び所長等から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点及び工事の技術的難易度評価（以下「評定点等」という。）を速やかに別記様式 1 により通知するものとする。評定要領第 9 条に基づき評定点等を修正した場合についても、同様とする。

（説明請求の提出）

第 3 条 評定要領第 10 条第 1 項の書面の提出先は、本社契約工事の評定結果にあつては技術管理室長、支社・局契約工事の評定結果にあつては副支社長又は局次長（次長を置かない局にあつては企画調整課長）、分任契約工事の評定結果にあつては当該工事に係る分任契約職に応じ、それぞれ、総合事業部の次長（技術）、建設所等（総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。）の副所長（技術）（副所長（技術）を置かない建設所等にあつては調査設計課長又は所長代理（技術）（課が置かれた管理所にあつては管理課長）とする。

（説明請求に対する回答）

第 4 条 評定要領第 10 条第 2 項の回答は、別記様式 2 によるものとする。

2 契約職は、前項の回答をする場合、工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の工事等成績評定評価委員会は、別に定める規則に基づき設置するものとする。

4 契約職は、評定要領第 10 条第 2 項の回答をしたときは、評定要領第 10 条第 1 項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求の提出）

第 5 条 評定要領第 11 条第 1 項の書面の提出先は、技術管理室長とする。

（再説明請求に対する回答）

第 6 条 評定要領第 11 条第 2 項の回答は、別記様式 3 によるものとする。

別添 1

- 2 評定要領第 11 条第 2 項の工事等成績評定審査委員会は、別に定める規則に基づき設置するものとする。
- 3 理事長は、評定要領第 11 条第 2 項の回答をしたときは、評定要領第 11 条第 1 項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 9 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 1 日から実施する。

V E 提案等 評定 通知 実施 要領

〔平成 13 年 12 月 28 日〕
1 3 技 第 3 0 6 号

〔沿革〕平成 16 年 8 月 23 日 16 技 第 88 号 改正

平成 17 年 4 月 15 日 17 技 第 8 号 改正

平成 21 年 12 月 25 日 21 技 管 第 35 号 改正

（目的）

第 1 条 本要領は、V E 提案等について、請負工事成績評定要領（水公達平成 13 年第 28 号。以下「評定要領」という。）第 8 条又は第 9 条の通知並びに要領第 10 条及び第 11 条の回答に関する事項を定める。

（V E 評定の通知）

第 2 条 契約職（分任契約した工事については分任契約職とする。以下同じ。）は、評定者から V E 提案等評定表の提出が成された後、当該提案を行った者に V E 提案等の評定（以下「V E 評定」という。）を速やかに別記様式 1 により通知するものとする。評定要領第 9 条に基づき V E 評定を修正した場合についても同様とする。

（説明要求の提出）

第 3 条 評定要領第 10 条第 1 項の書面の提出先は、本社契約工事の評定結果にあつては技術管理室長、支社・局契約工事の評定結果にあつては副支社長又は局次長（次長を置かない局にあつては企画調整課長）、分任契約工事の評定結果にあつては当該工事に係る分任契約職に応じ、それぞれ、総合事業部の次長（技術）、建設所等（総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。）の副所長（技術）（副所長（技術）を置かない建設所等にあつては調査設計課長又は所長代理（技術）（課が置かれた管理所にあつては管理課長）とする。

（説明要求に対する回答）

第 4 条 評定要領第 10 条第 2 項の回答は、別記様式 2 によるものとする。

2 契約職は、前項の回答をする場合、「工事成績評定通知実施要領」に定める工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 契約職は、評定要領第 10 条第 2 項の回答をしたときは、評定要領第 10 条第 1 項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明要求の提出）

第 5 条 評定要領第 11 条第 1 項の書面の提出先は、技術管理室長とする。

（再説明請求に対する回答）

第 6 条 評定要領第 11 条第 2 項の回答は、別記様式 3 によるものとする。

2 評定要領第 11 条第 2 項の工事等成績評定審査委員会は、「工事成績評定通知実施要領」第 6 条第 2 項に定める規則に基づき設置するものとする。

3 理事長は、評定要領第 11 条第 2 項の回答をしたときは、評定要領第 11 条

別添2

第1項の書面と併せ、回答した書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、平成16年 9月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年 1月 1日から実施する。

別添 3

工事等成績評定評価委員会規則

平成13年12月28日 13技第306号改正
平成16年 8月23日 16技第88号改正
平成17年 4月15日 17技第8号改正
平成21年 7月14日 21技管第19号改正
平成21年12月25日 21技管第35号改正

(趣旨)

第1条 本規則は、独立行政法人水資源機構に設置する工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- 一 工事成績評定通知実施要領及びV E 提案等評定通知実施要領に基づき通知された評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- 二 測量・調査・設計・現場技術業務等業務成績評定通知実施要領に基づき通知された評定点について、請負者が説明を求めた場合の回答
- 三 工事、測量等業務（測量・調査・設計・現場技術業務及び用地補償業務）の成績評定の公表に係る事項
- 五 その他工事、測量等業務の成績評定の運用に係る事項

(委員会の種類)

第3条 委員会は、本社契約工事等成績評定評価委員会、支社・局契約工事等成績評定評価委員会及び分任契約工事等成績評定評価委員会とする。

2 本社契約工事等成績評定評価委員会は本社に、支社・局契約工事等成績評定評価委員会は支社及び局に、分任契約工事等成績評定評価委員会は総合事業部及び建設所等（総合事業所、建設所、総合管理所及び管理所をいう。以下同じ。）に、それぞれ設置する。

(委員会の構成)

第4条 本社契約工事等成績評定評価委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

委員長 技術管理室長

委員 ・財務部契約課長

・技術管理室の技術調査課長及び調査役

・委員会に諮る工事、測量等業務及び現場技術業務の担当に応じ、ダム事業部設計課長、水路事業部設計課長、管理事業部管理企画課長、管理事業部施設課長、用地部補償調整課長、技術管理室技術管理課長、技術管理室機械課長、技術管理室電気通信情報課長、技術管理室建築課長又は総合技術センターグループ長

・委員会に諮る工事、測量等業務を所掌する建設所長等

・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

2 支社・局契約工事等成績評定評価委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

委員長 支社にあっては副支社長、局にあっては次長

委員 ・総務課長（経理課長が置かれている支社にあっては経理課長）

・委員会に諮る工事、測量等業務の担当に応じ、建設部長、事業部長又は管理部長

・工務課長

・委員会に諮る工事、測量等業務の担当に応じ、設計課長、機械課長、電気通信課長、建築課長、企画調整課長、施設管理課長又は設備課長

・委員会に諮る工事、測量等業務を所掌する総合事業部長又は建設所長等

・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

3 分任契約工事等成績評定評価委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

一 総合事業部

委員長 次長（技術）

委員 ・経理課長

・工務課長

・委員会に諮る工事、測量等業務の担当支所長及び担当課長

・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

二 建設所等

委員長 副所長（技術）（副所長（技術）を置かない建設所等にあっては調査設計課長又は所長代理（課が置かれた管理所にあっては管理課長）

委員 ・経理課長若しくは総務課長（課を置かない管理所にあっては所長代理（事務））

・工務課長若しくは所長代理（課が置かれた管理所にあっては管理課長）

・委員会に諮る工事、測量等業務の担当課長

・委員会に諮る工事、測量等業務の検査員のうち委員長が指名した者

4 委員長が不在のときは、あらかじめ、委員長が指名する者がその職務を代理する。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、本社にあっては技術管理室、中部支社にあっては工務課、関西支社にあっては設計課、吉野川局にあっては企画調整課、筑後川局にあっては設備課、総合事業部及び建設所にあっては工務課、総合管理所にあっては管理課、管理所にあっては担当主幹（課が置かれた管理所にあっては管理課）が行う。

附 則

1 この規則は、平成16年 9月 1日から実施する。

2 業務成績評定評価委員会規則（15技第79号平成15年12月24日）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

1 この規則は、平成21年 7月14日から実施する。

附 則

1 この規則は、平成22年 1月 1日から実施する。

別添 4

工事等成績評定審査委員会規則

平成13年12月28日 13技第306号改正

平成16年 8月23日 16技第88号改正

平成19年 7月 6日 19技第39号改正

平成21年 7月14日 21技第19号改正

平成21年12月25日 21技第35号改正

(趣旨)

第1条 本規則は、請負工事成績評定要領（水公達平成13年第28号。以下「工事成績評定要領」という。）第11条第2項及び測量・調査・設計・現場技術業務等成績評定要領（水機達平成15年度第51号。以下「測量等業務評定要領」という。）第10条第2項に規定する工事等成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事項について審議するものとする。

- 一 請負工事、測量等業務の成績評定、工事の技術的難易度評価並びにV E 提案等評定について、契約職（分任契約した工事、測量等業務及び現場技術業務については分任契約職とする。以下同じ。）の回答について再説明の請求がなされた場合の、当該工事、測量等業務の成績評定、工事の技術的難易度評価並びにV E 提案等評定に関すること。
- 二 工事成績評定要領及び測量等業務評定要領の運用に関すること。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、理事長が委嘱する。ただし、建設会社等（建設業又は建設コンサルタント業務等を営む者をいう。以下同じ。）の顧問等特定の建設会社等と密接な関係のある者及び機構の役員又は職員であった者に委嘱してはならない。

- 2 任期中に特定の建設会社等と密接な関係のある者となる場合には、理事長は、速やかに委員の改任を行う。
- 3 委員会は、委員3人で組織する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、非常勤とする。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 第2条第1号に掲げる事項について審議する会議は、再説明の請求があったときに、開催する。

- 2 第2条第2号に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 前2項に規定する会議は、非公開とする。

(会議の招集及び議決)

第 5 条 前条第 1 項及び第 2 項に規定する会議は、委員長が招集する。

2 前条第 1 項及び第 2 項に規定する会議は、委員（委員長を含む。）の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 前条第 1 項及び第 2 項に規定する会議の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、委員長が決する。

(持回り会議)

第 6 条 委員長は、急を要すると認められるときであって、第 4 条第 1 項に規定する会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

(再説明請求に係る審議)

第 7 条 理事長は、再説明の請求があったときは、委員長に委員会の開催を求め、審議を依頼する。この場合において、委員長は、請求期間の徒過その他客観的かつ明白に請求の適格を欠くと認めるときは、再説明の請求後 7 日以内に、専決により当該請求を却下することができる。

2 理事長は、前項の規定により委員長が請求を却下したときは、再説明請求者に対し、速やかに却下の通知を行う。

3 理事長は、前項の通知を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び通知を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表する。

4 委員会は、第 1 項の審査を終えたときは、意見書を作成し、理事長に報告するとともに、これを公表する。

5 前項の報告は、再説明の請求があった日からおおむね 5 0 日以内に行わなければならない。

(再説明請求に対する回答)

第 8 条 理事長は、委員会の審議の結果を踏まえ、再説明の請求者に対して回答するものとする。

2 理事長は、前項の回答を行ったときは、再説明の請求者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表する。

(委員の除斥)

第 9 条 委員は、第 2 条第 1 号の事項に関し、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の具申又は勧告)

第 1 0 条 委員会は、第 2 条第 2 号の事項に関し、改善すべき点があると認めるときは、必要に応じ、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(守秘義務)

第 1 1 条 委員は、審議事項について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第 1 2 条 委員会の庶務は、技術管理室において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定め、併せてその内容を公表する。

附則

- 1 この規則は、平成16年 9月 1日から実施する。
- 2 業務成績評定審査委員会規則（15 技第79 号平成15 年12 月24 日）は、廃止する。

附則

- 1 この規則は、平成19年 8月 1日から実施する。

附則

- 1 この規則は、平成21年 7月14日から実施する。

附則

- 1 この規則は、平成22年 1月 1日から実施する。

7. 請負工事成績評定要領の運用に係る様式

No	分類	様式	様式名称	適用
	評定表等			「要領」第5条
1		別記様式1	工事成績評定表	「運用」3)(2)
2		別記様式2	工事技術的難易度評価表(土木工事等)	「運用」3)(2)
3		” 2の2	” (土木工事に係る電気工事)	”
4		” 2の3	” (土木工事に係る機械設備工事)	”
5		別記様式3	VE提案等評定表	「運用」3)(2)
	通知書			「要領」第8条、第9条
6		別記様式1	工事成績評定通知書	「運用」工事成績評定通知実施要領第2条
7		別表1	項目別評定点	”
8		別表2	工事技術的難易度項目別評価表(土木工事等)	”
9		” 2の2	” (土木工事に係る電気工事)	”
10		” 2の3	” (土木工事に係る機械設備工事)	”
11		別記様式1	VE提案等評定通知書	「運用」VE提案等評定通知実施要領第2条
	説明書			「要領」第10条
12		別記様式2	工事成績評定に係る説明書(回答)	「運用」工事成績評定通知実施要領第4条
13		別記様式2	VE提案等評定に係る説明書(回答)	「運用」VE提案等評定通知実施要領第4条
	再説明書			「要領」第11条
14		別記様式3	工事成績評定に係る再説明書(回答)	「運用」工事成績評定通知実施要領第6条
15		別記様式3	VE提案等評定に係る再説明書(回答)	「運用」VE提案等評定通知実施要領第6条
	採点表等			
16		別記様式4	工事成績採点表	「要領」第5条、「運用」3)(3)
17		別記様式5	細目別評定点採点表	「運用」2.工事成績評定手順
18		別記様式6	VE評定審査表(基本評定)	「運用」5.VE提案等評定手順
19		別記様式7	VE評定審査表(完成時評定)	”
20		別記様式8	VE評定審査表(事後評定)	”

秘

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日

		所 長 等		印	
工 事 種 別				設計書番号：	
工 事 名					
契 約 金 額 (円)	当初：		最終：		
第 回 指 定 部 分 完 了 金 額 (円)					
工 期	当初：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		最終：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
完 成 年 月 日	平成 年 月 日				
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日				
請 負 者				業者番号：	
現 場 代 理 人 氏 名					
主 任 技 術 者 氏 名					
監 理 技 術 者 氏 名					
統 括 監 督 職 員 氏 名					
主 任 監 督 職 員 氏 名					
完 成 検 査 員 氏 名					
既 済 部 分 検 査 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日
既 済 部 分 検 査 員 氏 名					
中 間 検 査 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日	第 平 成 回 年 月 日
中 間 検 査 員 氏 名					
主 任 監 督 職 員 評 定 点					点
統 括 監 督 職 員 評 定 点					点
既 済 部 分、中 間 検 査 員 評 定 点					点
完 成 検 査 員 評 定 点					点
法 令 遵 守 等					点
評 定 点 合 計					点

注 1 既済部分、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計} = (\quad \times 0.4 + \quad \times 0.2 + \quad \times 0.2 + \quad \times 0.2) -$$

既済部分、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計} = (\quad \times 0.4 + \quad \times 0.2 + \quad \times 0.4) -$$

- 既済部分、中間検査があわせて2回以上あった場合、評定点は既済部分、中間検査をあわせた平均値を記入する。
- 指定部分完了の場合は、統括監督職員、主任監督職員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 主任監督職員、統括監督職員、検査員の評定点は少数第1位までとする。
- 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 法令遵守等は、統括監督職員が記入する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

平成 年 月 日

入札契約方式	事業所等名	契約金額(最終)	評定者	印
工事名		契約金額(最終)		
工事ID		工期(最終)		
請負業者名		CORINS登録番号		工事種別コード
評価項目 評価内容				
大項目	小項目	評価		
1. 構造物条件	規模			
	形状			
	その他			
2. 技術特性	工法等			
	その他			
3. 自然条件	湧水・地下水			
	軟弱地盤			
	作業用道路・ヤード			
	気象・海象			
	その他			
4. 社会条件	地中障害物			
	近接施工			
	騒音・振動			
	水質汚濁			
	作業用道路・ヤード			
	現道作業			
	その他			
5. マネジメント特性	他工区調整			
	住民対応			
	関係機関対応			
	工程管理			
	品質管理			
	安全管理			
	その他			
6. 特別考慮要因				
工事区分	技術的難易度評価			
	「易、やや難、難」評価			

評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

工事技術的難易度評価表（土木工事に係る電気工事）

平成 年 月 日

入札契約方式	事業所等名		評価者	印
工事名	契約金額（最終）			
工事 ID	工期（最終）			
請負業者名	CORINS登録番号			工事種別コード
	評価項目	小項目	評価	評価内容
1. 設備条件		設備種別		
		設備規模		
		その他		
2. 設備技術特性		設備仕様		
		施工方法		
		その他		
3. 設備設置条件		設置環境		
		設置構造物		
		その他		
4. 社会条件		地中障害物		
		近接施工		
		騒音・振動		
		水質汚濁		
		作業用道路・ヤード		
		現道作業		
		その他		
5. マシント特性		他工区調整		
		住民対応		
		関係機関対応		
		工程管理		
		品質管理		
		安全管理		
		その他		
6. 特別考慮要因		-		
設備区分 (構造物分類等)	-	()		技術的難易度評価 「易、やや難、難」評価

評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

工事技術的難易度評価表（土木工事に係る機械設備工事）

平成 年 月 日作成

入札契約方式	事業所名	評定者	印
工事名	契約金額（最終）		
工事 ID	工期（最終）		～
請負業者名	COR INS登録番号		工事種別コード
大項目	評価項目	評価	評価内容
1．設備条件	設備種別		
	設備規模		
	その他		
	施工技術		
2．設備技術特性	その他		
	設備環境		
3．設備据付条件	土木構造物		
	その他		
	地中障害物		
4．社会条件	近接施工		
	騒音・振動		
	水質汚濁		
	作業用道路・ヤード		
	現道作業		
	その他		
	他工区調整		
	住民対応		
	関係機関対応		
	工程管理		
5．マネジメント特性	品質管理		
	安全管理		
	その他		
6．特別考慮要因			
設備区分 (構造物分類等)	()	技術的難易度評価	
		「易しい、やや難、難」評価	

評価内容には、規模等具体の状況が数値で記入可能なものについては、極力具体的な記述を行う。

V E 提 案 等 評 定 表

平成 年 月 日

事業所等名：

工 事 名	
提 案 件 名	
技 術 提 案 業 者 名	
V E 提 案 等 の 時 期	入札時 契約後
V E 提 案 の 採 否	採用 不採用
提案に基づく施工の有無	施工あり 施工なし
提案者の契約の有無	契約あり 契約なし
契約内容（提案者が契約した場合に記入）	
契 約 金 額	当初： 最終：
工 期	当初：平成 年 月 日 最終：平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日
基 本 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名	
基 本 評 定	優 良 可
完 成 時 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
主任監督職員 所属・氏名	
完成検査員 所属・氏名	
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名	
完 成 時 評 定	a b c
事 後 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
事 後 評 定	a b
V E 評 定 年 月 日	平成 年 月 日
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名	印
V E 評 定	

注 1) 本様式は、V E 提案等評定の確定時に作成する。

2) 同一工事で入札時、契約後双方にV E 提案等があった場合は、それぞれ別様に作成する。

3) 完成時評定、事後評定は評定を行った場合のみ記入する。

4) V E 提案審査会代表所属・氏名は、審査を行った時点の代表を記入する。

5) 基本評定とV E 評定の関係は提案の採用、不採用により、以下の通りとする。

V E 評定							
基本評定	採用			優	良	可	
	不採用				優	良	可

6) 完成時評定を行った場合は、基本評定によるV E 評定を次の通り修正する。

評価 a : 基本評定によるV E 評定を2ランクアップ(例：)

評価 b : 基本評定によるV E 評定を1ランクアップ(例：)

評価 c : 基本評定によるV E 評定を1ランクダウン(例：)

7) 事後評定でbの場合は、完成時評定後のV E 評定を1ランクダウンする。

(完成時評定後の時点で の場合は、 とする。)

別記様式 1

第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人
水資源機構（分任）契約職
印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、独立行政法人水資源機構請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 工 事
- 2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 3 完成検査年月日 平成 年 月 日
- 4 成 績 評 定
 - 評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
 - (修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)
 - 技術提案履行確認 履行or不履行or対象外
 - 工事技術的難易度評価 項目別評価表は、別表2のとおり
- 5 送 付 先
 - 〒 -
 - 独立行政法人水資源機構 宛
- 6 手続き等の問い合わせ先
 - 〒 -
 - 独立行政法人水資源機構
 - TEL - - (代) 内線

別表1

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.3点
	. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	. 施工管理	/ 13.0点
	. 工程管理	/ 8.1点
	. 安全対策	/ 8.8点
	. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 14.9点
	. 品 質	/ 17.4点
	. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性 (加点のみ)	. 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫 (加点のみ)	. 創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等 (加点のみ)	. 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		/ 100点

別表 2

工事技術的難易度項目別評価表（土木工事等）

大項目	評価	小項目	評価
1. 構造物条件		規模	
		形状	
		その他	
2. 技術特性		工法等	
		その他	
3. 自然条件		湧水・地下水	
		軟弱地盤	
		作業用道路・ヤード	
		気象・海象	
		その他	
4. 社会条件		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		作業用道路・ヤード	
		現道作業	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
工事区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ～ ）			

別表2の2

工事技術的難易度項目別評価表（土木工事に係る電気工事）

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		設備種別	
		設備規模	
		その他	
2. 設備技術特性		設備仕様	
		施工方法	
		その他	
3. 設備設置条件		設置環境	
		設置構造物	
		その他	
4. 社会条件		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		作業用道路・ヤード	
		現道作業	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ～ ）			

別表2の3

工事技術的難易度項目別評価表（土木工事に係る機械設備工事）

大項目	評価	小項目	評価
1. 設備条件		設備種別	
		設備規模	
		その他	
2. 設備技術特性		施工技術	
		その他	
3. 設備据付条件		設置環境	
		土木構造物	
		その他	
4. 社会条件		地中障害物	
		近接施工	
		騒音・振動	
		水質汚濁	
		作業用道路・ヤード	
		現道作業	
		その他	
5. マネジメント特性		他工区調整	
		住民対応	
		関係機関対応	
		工程管理	
		品質管理	
		安全管理	
		その他	
設備区分			
「易、やや難、難」評価			
工事難易度評価（ ～ ）			

別記様式 1

第 号
平成 年 月 日

提案の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人

水資源機構契約職

印

V E 提案等 評 定 通 知 書

貴社が行った V E 提案等について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 14 日以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

記

- | | | | | |
|---|--------------|-------|----|-----------------|
| 1 | 工事名 | | 工事 | |
| | 提案件名 | | | |
| 2 | V E 提案審査会年月日 | 平成 | 年 | 月 日 |
| 3 | V E 評定 | | | |
| | 基本評定 | | | |
| | 完成時評定 | | | 【完成時評定を行った場合のみ】 |
| | 事後評定 | | | 【事後評定を行った場合のみ】 |
| 4 | 送付先 | | | |
| | 〒 | - | | |
| | 独立行政法人 | 水資源機構 | | 宛 |
| 5 | 手続き等の問い合わせ先 | | | |
| | 〒 | - | | |
| | 独立行政法人 | 水資源機構 | | |
| | T E L | - | - | (代) 内線 |

別記様式 2

第 号
平成 年 月 日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名 殿

独立行政法人
水資源機構契約職

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は水資源機構に設けられた工事等成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 工 事 名 | 工 事 |
| 2 | 疑問に対する回答 | |
| 3 | 送付先 | |
| | 〒 - | |
| | 独立行政法人 水資源機構 | 宛 |
| 4 | 手続き等の問い合わせ先 | |
| | 〒 - | |
| | 独立行政法人 水資源機構 | |
| | TEL - - | （代） 内線 |

別記様式 2

第 号
平成 年 月 日

提案の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人
水資源機構契約職

印

VE 提案等評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は、水資源機構に設けられた工事等成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 工事
提案件名
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先
〒 -
独立行政法人 水資源機構 宛
- 4 手続き等の問い合わせ先
〒 -
独立行政法人 水資源機構
TEL - - (代) 内線

別記様式3

技第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人

水資源機構契約職

印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

工 事

2 疑問に対する回答

別記様式 3

技第 号
平成 年 月 日

提案の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人
水資源機構理事長

印

VE 提案等評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 工事
提案件名
- 2 疑問に対する回答

別記様式4 工事成績採点表 (完成・第 回指定部分完了・第 回既済・第 回中間) 事業所等名

工 事 名	契約金額(最終)																							
	自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日				完成年月日				第 回指定部分完了金額															
請 負 者	主任監督職員(完成)																							
	氏名			印			氏名			印			氏名			印								
項目	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e				
1.施工体制	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																			
2.施工状況	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15				
3.出来形及 出来ばえ	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10																			
4.工事特性	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+1.0	0	-7.5	-15															
5.創意工夫	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+1.5	0	-7.5	-15															
6.社会性等	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																			
加減点合計(1+2+3+4+5+6)	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0		
7.評定点計	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0																			
8.法令遵守等																								
9.総合評価																								
10.評定点合計																								
所 見	<p>1 1~3の評定(65点±加減点合計+4~6の評定(加減点合計)は小第1位まで記入する。</p> <p>2 工事特性は当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督職員からの報告を受けて総括監督職員が評価するものとする。</p> <p>3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。</p> <p>4 工事特性、創意工夫、社会性等は加減点のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。</p> <p>5 所見は必ず記載する。</p> <p>6 各項目ごとの採点は、「工事成績採点の審査項目別運用表」によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任、総括監督職員が行う。</p> <p>7 法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。</p> <p>8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。</p> <p>9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。</p>												<p>(主任監督職員)</p> <p>(統括監督職員)</p> <p>(検査員)</p>											

1 1~3の評定(65点±加減点合計+4~6の評定(加減点合計)は小第1位まで記入する。

2 工事特性は当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督職員からの報告を受けて総括監督職員が評価するものとする。

3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

4 工事特性、創意工夫、社会性等は加減点のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

5 所見は必ず記載する。

6 各項目ごとの採点は、「工事成績採点の審査項目別運用表」によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任、総括監督職員が行う。

7 法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。

8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は「不履行」を選択する。

別記様式 5

細目別評定点採点表

工事名：

項目	細別	主任監督職員	統括監督職員	検査員（既済・中間）	検査員（既済・中間）	検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	・ 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.3点	
	・ 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					4.1点	
2. 施工状況	・ 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点	
	・ 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				8.1点	
	・ 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				8.8点	
	・ 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	・ 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	・ 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	・ 出来映え			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	・ 工事特性		() × 0.2 + 3.3 = 点				7.3点	
5. 創意工夫	・ 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					5.7点	
6. 社会性等	・ 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				5.2点	
	・ 法令遵守等		() × 1.0 = 点					
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外			評定点合計	100点	

既済部分（中間）検査があった場合 (+ + × 0.5 + × 0.5) = 細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は を平均する）
 既済部分（中間）検査がなかった場合 (+ + +) = 細目別評定点

得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は『不履行』を選択する。

V E 評 定 考 査 表 (基 本 評 定)

平成 年 月 日

事業所等名：

工 事 名							
提 案 件 名							
技 術 提 案 業 者 名							
V E 提 案 等 の 時 期		入札時	契約後				
V E 提 案 の 採 否		採用	不採用				
提 案 に 基 づ く 施 工 の 有 無		施工あり	施工なし				
提 案 者 の 契 約 の 有 無		契約あり	契約なし				
V E 提 案 審 査 会 開 催 年 月 日		平成 年 月 日					
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名		印					
考 査 項 目		着 目 点			評 価		
共 通 考 査 項 目	発注者の主旨の理解度	発注者のニーズを理解した的確な提案である 等			a	b	c
	提案の独創性	新技術・新工法の採用 提案内容の創意工夫 等			a	b	c
	施工計画	安全確保等の信頼性、施工計画・仮設計画の確実性 施工期間の短縮 提案の根拠となる資料等の充実 等			a	b	c
	コスト低減効果	提案工種におけるコスト縮減効果 等			a	b	c
	社会的ニーズへの配慮	環境対策 リサイクルへの取り組み 等			a	b	c
	技術の展開性	今後の類似工事への適用 大きな技術的波及効果 等			a	b	c
個 別 考 査 項 目	(具体的に記入)	(具体的に記入)			a	b	c
評 定 結 果	優	大きな効果が期待される。あるいは創意工夫の程度が大である。					
	良	効果が期待される。あるいは創意工夫が認められる。					
	可	大きな効果は期待できない。あるいは創意工夫の程度が小さい。					
	(V E 提 案 審 査 会 所 見 記 入 欄)						

注 1) 各 考 査 項 目 の 評 価 を 踏 ま え 総 合 的 に 判 断 し、 3 段 階 に 評 定 を 行 う。

2) 個 別 考 査 項 目 は、 工 事 毎 に 提 案 内 容 に 応 じ て 設 定 す る。

V E 評 定 考 査 表 (完 成 時 評 定)

平成 年 月 日

事業所等名：

工 事 名							
提 案 件 名							
技 術 提 案 業 者 名							
完 成 検 査 年 月 日		平成 年 月 日					
主任 監 督 職 員 所 属 ・ 氏 名		印					
完 成 検 査 員 所 属 ・ 氏 名		印					
V E 提 案 審 査 会 代 表 所 属 ・ 氏 名		印					
考 査 項 目		着 目 点			評 価		
主任 監 督 職 員	施工状況	提案通りの施工が行われたか 提案部分に係る工程管理が適切であったか 品質確保対策、安全対策等は十分であったか 等			a	b	c
	施工プロセス	提案に関して監督員との意思疎通は十分であったか 提案に起因した事故等、問題発生の有無 問題等が発生した場合に適切な対応を行ったか 等			a	b	c
(所見記入欄)							
検 査 員	施工状況	提案に係る工事記録等が適切に整理されているか			a	b	c
	出来形及び出来ばえ	提案部分の出来形が規格値等を満足しているか 提案部分の品質のばらつきは小さいか 提案部分の仕上げがきめ細かく、美観が良いか 等			a	b	c
	性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	提案通りの性能が得られたか 必要に応じ性能測定結果を添付すること。			a	b	c
(所見記入欄)							
評 定 結 果	a	提案を上回る優れた成果が得られた。					
	b	提案通りの成果が得られた。					
	c	提案を満たさなかった。あるいは提案に起因した問題等が発生。					
	(V E 提 案 審 査 会 所 見 記 入 欄)						

注 1) 考査項目については、V E 提案等に係る部分に着目し記入する。

2) 各考査項目の評価を踏まえ総合的に判断し、3段階に評定を行う。

3) 評定は、検査員及び主任監督職員の考査を参考の上、V E 提案審査会が行う。

V E 評 定 考 査 表 (事 後 評 定)

平 成 年 月 日

事業所等名：

工 事 名		
提 案 件 名		
技 術 提 案 業 者 名		
事 後 評 定 年 月 日	平成 年 月 日	
V E 提案審査会代表所属・氏名	印	
考 査 項 目	着 目 点	
性能の発揮 設計図書で性能を規定している場合は、性能の達成状況について具体的に記入	規定されている性能を満たしているか 必要に応じ性能測定結果を添付すること。	
評 定 結 果	a	規定された性能を満たしている。
	b	規定された性能を満たしていない。
	(V E 提案審査会所見記入欄)	